

令和2年6月、**パワハラ対策が事業主の義務！** となりました*。

中災防のパワハラ防止研修

事業主には、**相談窓口の設置**や、**相談者対応者への研修**などが必要となっています。

中災防では相談窓口担当者向けに研修を実施し、皆様のパワハラ防止対策を支援しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置実施中！

1 3つのコース設定！

【基本コース】 相談窓口担当者が知っておくべき法令・指針、パワハラによる健康障害や職場での防止策、参加者相互の情報交換を実施します。

【相談対応コース】 相談窓口担当者に必須のスキルである傾聴技法について、実習やグループワークを中心に実践的に学びます。

【オリジナル研修】 企業に講師を派遣して基本・相談対応コースを実施します。

2 短期間研修（1日研修）で基本をマスター！

1日研修（午前10時から16時半）で、パワハラ法令や基本的な取り組み方法までを網羅しています。

3 お客様の実情に合わせてカスタマイズ！

【オリジナル研修】は、お客様の取組状況を踏まえた内容にカスタマイズ。お客様のご要望を踏まえ、内容、カリキュラム等について柔軟に対応。

4 安心の中災防品質！

受講者全員に**中災防の研修を受講したことを証する修了証を交付**します。

研修講師は、河野慶三先生（河野慶三産業医事務所）をはじめ、中災防において長年講師を担当している実績のある者を選任しています。

中災防では健康づくり・メンタルヘルス分野の研修を年間約160回、企業への講師派遣を年間約950件（令和元年度実績）実施しており、ご好評をいただいています。

*中小企業は2022年3月末まで努力義務となります。